

京田辺市下水道事業経営戦略

令和7年（2025）7月

（中間見直し）

京田辺市上下水道部

京田辺市下水道事業経営戦略

	目 次	ページ
第1章 経営戦略の中間見直し趣旨と位置づけ	1	
1 中間見直しの策定趣旨	1	
2 計画期間	1	
3 経営戦略の位置づけ	1	
第2章 本市下水道事業の現状と課題	3	
1 下水道事業の概要	3	
2 処理区域内人口・有収水量	5	
(1) 処理区域内人口・水洗化人口の状況	5	
(2) 有収水量の状況	6	
3 下水道施設	7	
(1) 汚水管路の状況	7	
(2) 処理施設の状況	10	
(3) ポンプ施設の状況	12	
(4) 耐震化の状況	14	
(5) 関連事業の状況	14	
4 下水道使用料・財政	16	
(1) 下水道使用料の状況	16	
(2) 財政収支の状況	18	
5 組織	22	
6 経営比較分析	23	
(1) 公共下水道事業	23	
(2) 農業集落排水事業	25	
7 課題のまとめ	27	
第3章 経営戦略の基本方針	29	
1 下水道ビジョンにおける将来像と目標	29	
2 基本理念及び基本方針	31	
第4章 投資計画	32	
1 投資計画の方針	32	
2 ストックマネジメント計画	33	
(1) 下水道施設のストック	33	
(2) ストックマネジメントの考え方	33	
(3) 試算ケース及び結果	34	

(4) 本検討における設定条件	34
3　その他の投資計画	35
第5章　財政計画	36
1　財政計画の方針	36
2　人口・有収水量の見通し	37
(1) 行政区域内人口の見通し	37
(2) 水洗化人口・有収水量の見通し	38
3　財政シミュレーション	39
(1) 計算条件	39
(2) 財政シミュレーション結果	44
第6章　今後の効率化・経営健全化の取組方針	60
1　投資について	60
(1) 広域化・共同化・最適化に関する事項	60
(2) 投資の平準化に関する事項	60
(3) 民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)	60
(4) その他の投資に関する事項	60
2　財源について	61
(1) 使用料の見直しに関する事項	61
(2) 資産活用による収入増加の取組について	61
(3) その他の財源に関する事項	61
3　投資以外の経費について	62
(1) 民間活力の活用に関する事項	62
(2) 柔軟な組織機構への検討	62
(3) 広域連携の取組	62
第7章　フォローアップ体制	63
第8章　経費回収率の向上に向けたロードマップ	64
資料編1　用語集	65
資料編2　審議会のスケジュール	70

第1章 経営戦略の中間見直し趣旨と位置づけ

1 中間見直しの策定趣旨

下水道は、公共用水域の水質保全のほか、トイレの水洗化や生活環境の向上など、住民の日常生活に欠くことのできないものです。

一方、全国的には、下水道施設・管路の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う使用料収入の減少などにより、下水道の経営環境は厳しさを増しています。こうした環境の変化は本市においても例外ではなく、下水道事業に対して普及・拡大が求められていた時代から、下水道資源の効率的・効果的な管理・活用及び持続的・安定的なサービスの継続が求められる時代に変わりつつあります。

今後、下水道事業を安定的に継続することが可能となるように、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定が総務省から要請されているところです（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」平成26年（2014）8月、総務省通達）。

本経営戦略では、効果的な投資試算の投入、投資の見通しを試算した計画（以下「投資試算」という）と、適切な下水道使用料などの財源の見通しを試算した計画（以下「財源試算」という）を均衡させて投資・財政計画（収支計画）を策定します。今回は令和2年（2020）4月の計画策定から5年が経過し、目標年度である令和11年度（2029）までの折り返し地点にあたることから、これまでの取組みを振り返り、必要な見直しを行うことで、引き続き中長期的な視点に立った経営を行い、経営基盤強化及び財政マネジメント向上の実現をめざします。

2 計画期間

本経営戦略の計画期間は、令和2～11年度（2020～2029）の10年間とし、PDCAサイクルでの見直しを3～5年毎に行います。今回は計画策定から5年経過に伴う中間見直しを行います。

3 経営戦略の位置づけ

本経営戦略は、本市の第4次総合計画や国の下水道ビジョン、府の京都府水洗化総合計画等を上位計画とした本市下水道ビジョンでの各種施策等との整合を図りつつ、策定します（図1.1 参照）。中長期的な視点で検討した投資・財政計画に基づき、今後重点的に取り組む施策を定めます。

また、本経営戦略は、平成26年（2014）8月に総務省から通達のあった「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の中で要請されている「経営戦略」として記載すべき内容を踏まえたものとなっています。

したがって、本経営戦略は、本市下水道事業の中長期的な事業運営方針を示す“経営の基本計画”と位置づけます。

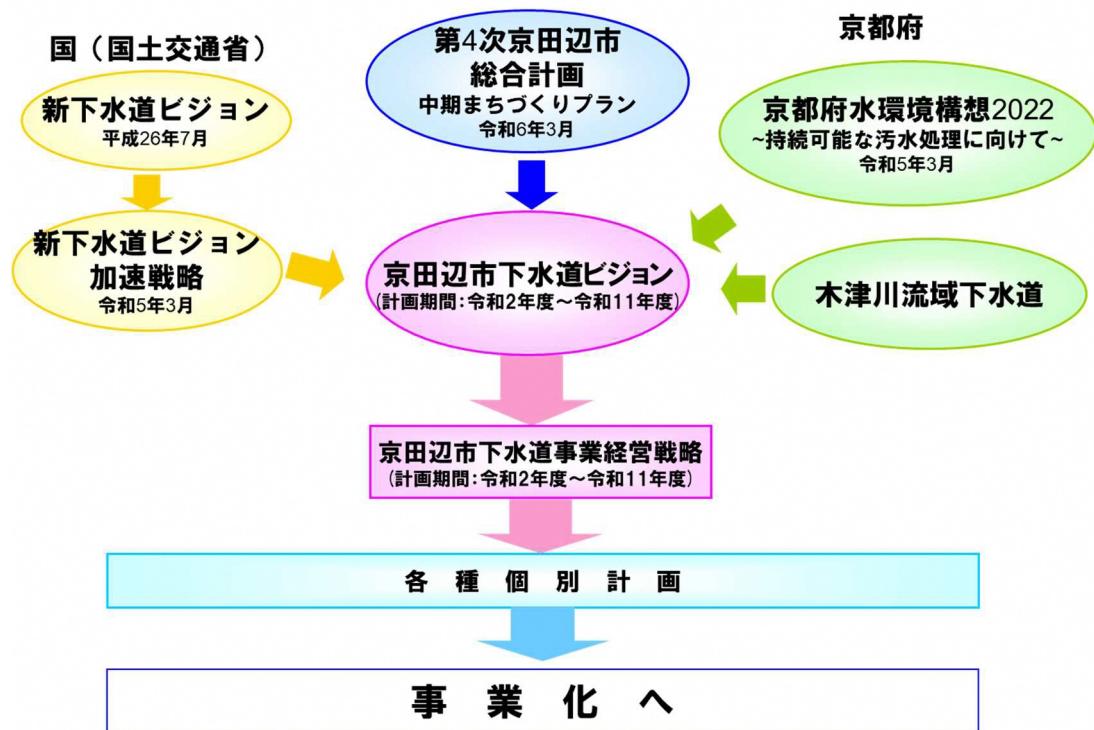


図 1.1 経営戦略の位置づけ

第2章 本市下水道事業の現状と課題

1 下水道事業の概要

下水道事業の創設は、昭和54年（1979）1月に都市計画決定を行い、京都府の流域下水道洛南浄化センターへの接続に合わせて、昭和61年（1986）3月に大住工業専用地域の一部で供用を開始しました。公共下水道事業は、京都府木津川流域下水道の洛南浄化センターで処理する流域関連公共下水道であり、関連市町は、京田辺市、京都市、宇治市、城陽市、八幡市、木津川市、久御山町及び井手町の6市2町です。収集された汚水は、同浄化センターで処理され、宇治川に放流しています。また、農業集落排水事業は、打田、天王、高船の3地区で処理施設の整備が完了しています。

事業の概要は表2.1～2.2に示すとおりです。また、位置図を図2.1に示します。

表2.1 木津川流域関連京田辺市公共下水道計画の概要

項目		全体計画			事業計画		
計画目標年度		令和12年度			令和6年度		
排除方式		分流式			分流式		
区域 (ha)	市街化区域	(汚水)	1,085.40	(雨水)	64.5	(汚水)	1,085.40
	市街化調整区域	(汚水)	336.79	(雨水)	0.0	(汚水)	261.02
	計	(汚水)	1,422.19	(雨水)	64.5	(汚水)	1,346.42
人口 (人)	市街化区域	68,576			66,269		
	市街化調整区域	6,781			4,731		
	計	75,357			71,000		
汚水 量 原 単 位	区分	日平均	日最大	時間最大	同左		
	常住人口 (戸/人・日)	生活	240	280			
		営業	35	40			
		地下水	50	50			
		計	325	370			
計画 汚水 量 (m ³ /日)	区分	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大
	家庭汚水	24,491	27,882	45,214	23,075	26,270	42,600
	工場排水	4,664	4,664	9,328	4,664	4,664	9,328
	その他排水	1,832	1,991	3,823	1,227	1,386	2,613
	計	30,987	34,537	58,365	28,966	32,320	54,541
		≒31,000	≒34,500	≒58,400	≒29,000	≒32,300	≒54,500
区分		BOD	SS	T-N	T-P	BOD	SS
汚濁負荷量 (kg/日)		7,245	6,900	1,208	155	6,510	6,200
水質 (mg/L)		210	200	35	4.5	210	200
処理分区		9処理分区			同左		

（出典）京都府木津川流域関連京田辺市公共下水道（洛南処理区）事業計画変更協議申出書から引用（令和2年3月）

表2.2 農業集落排水事業の概要

項目		打田	天王	高船
事業名	農村総合整備モデル事業		農業集落排水事業	農業集落排水事業
計画処理戸数（戸）	101		110	38
計画処理人口（人）	420		480	200
処理対象汚水	し尿・雑排水		し尿・雑排水	し尿・雑排水
管渠（km）	2.9		5.1	1.6
中継ポンプ施設（箇所）	1		7	1
事業費（百万円）	631		800	390
着工年度	平成元年度		平成5年度	平成13年度
完成年度	平成8年度		平成12年度	平成18年度

（出典）京田辺市農業集落排水事業パンフレット

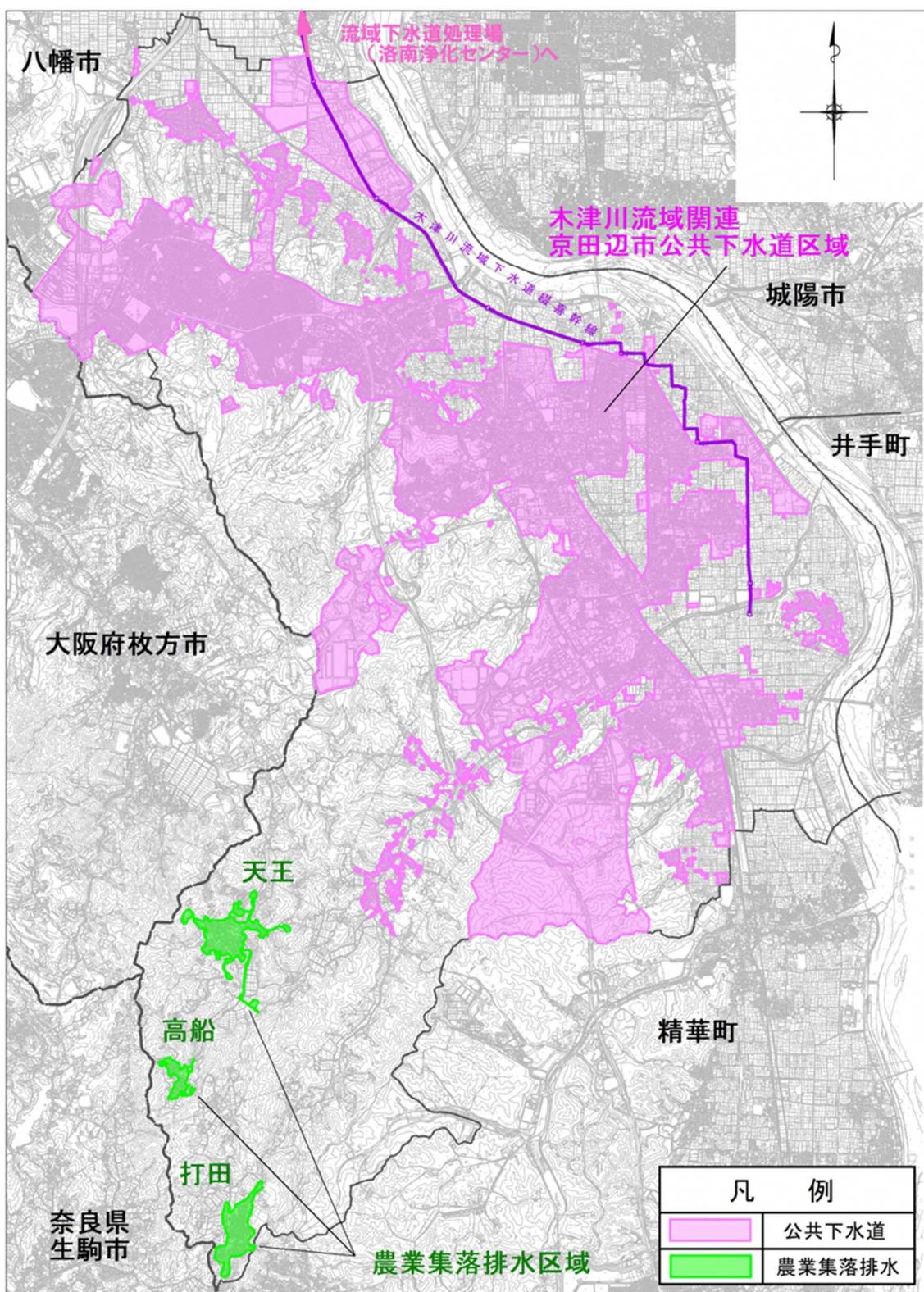
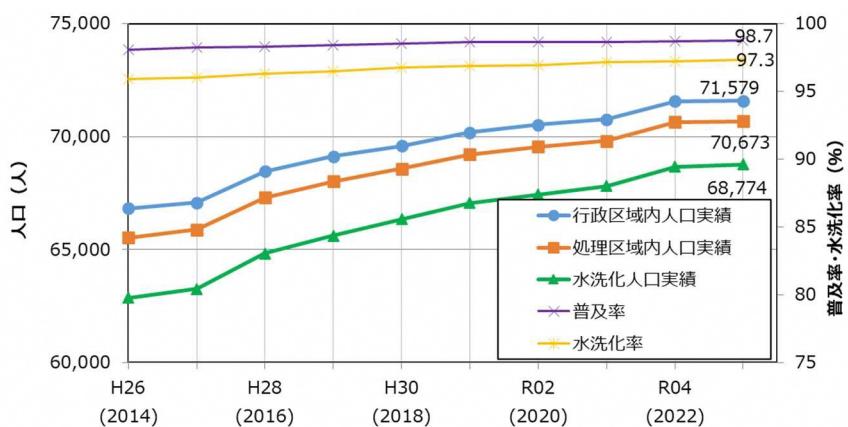


図 2.1 京田辺市下水道事業の位置図

2 処理区域内人口・有収水量

(1) 処理区域内人口・水洗化人口の状況

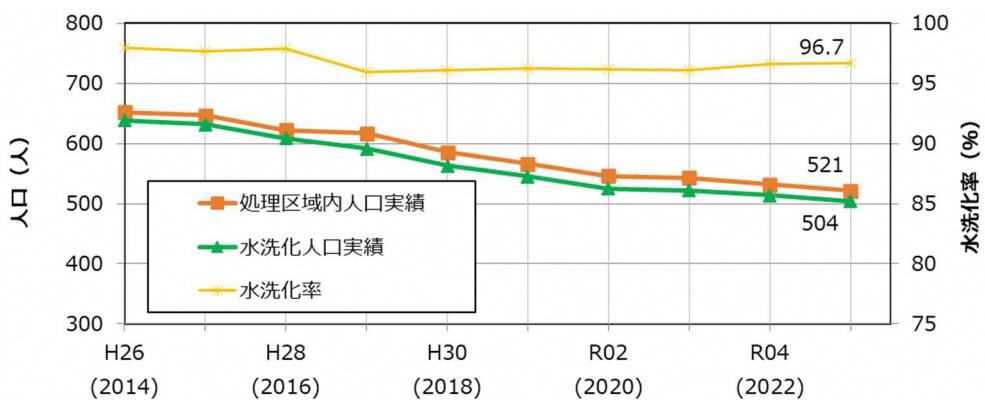
公共下水道事業の処理区域内人口及び水洗化人口は、行政区域内人口の伸びに伴う増加と整備が進捗したことにより、増加しています。令和5年度（2023）末現在の普及率（行政区域内人口に対する処理区域内人口の割合）は98.7%、水洗化率（処理区域内人口に対する水洗化人口の割合）は97.3%であり、整備はほぼ完了しています（図2.2参照）。



（出典）H24～H30 地方公営企業決算統計調査、R1～R5 決算統計

図 2.2 公共下水道事業の普及状況

また、農業集落排水事業の処理区域内人口及び水洗化人口は、区域内の人口減少が見られます。処理施設や管路の整備は完了しており、令和5年度（2023）末現在の水洗化率は96.7%となっています（図2.3参照）。



（出典）H24～H30 地方公営企業決算統計調査、R1～R5 決算統計

図 2.3 農業集落排水事業の普及状況

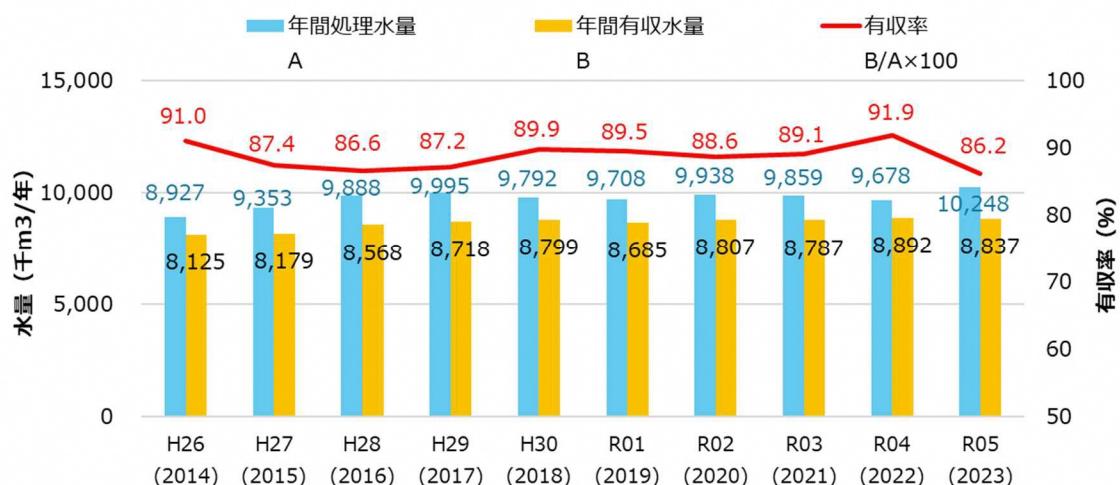
施設の有効利用の観点から、整備済み区域はすみやかに水洗化する必要があります。さらなる向上をめざし、水洗化への啓発活動を実践していく必要があります。

また、下水道整備が困難な地区が令和 5 年度末（2023）で 17 箇所残っており、普及率をさらに向上するためには、個々に解消に向けた取り組みが必要となります。下水道の整備が困難な理由としては、施工の安全性が確保できないことや、管路布設に対して河川や道路管理者の許可がとれない地形的条件、民地を占用しなければならない等の様々な現場条件があります。これらの各々の要因に対して、現場住民の協力を得ながら対応を進めていかなければなりません。

（2）有収水量の状況

公共下水道事業の年間有収水量は、図 2.4 に示すとおり、水洗化人口の伸びに伴い増加しています。

老朽管の改築・更新工事などにより、平成 28 年（2016）から浸入水が減少し有収率が上昇傾向にあります。令和 5 年（2023）は、有収率が 86.2% と減少していますが、引き続き、管路の老朽状況の把握を行い、さらなる改築・更新工事により浸入水を減少させ、有収率の向上に努めます。



（出典）京田辺市公共下水道使用料調定表

図 2.4 年間有収水量・処理水量の実績

3 下水道施設

(1) 污水管路の状況

本市では、公共下水道事業を開始した昭和 54 年（1979）から約 40 年間で、管路の整備をほぼ完了しています。また、下水道事業開始前に開発事業で布設された管路も下水道に移管し、管理しています。中でも、松井ヶ丘及び同志社住宅の管路は本市で最も古く、標準耐用年数の 50 年に達した管路も存在します（図 2.5～2.6 参照）。

令和 5 年度（2023）末現在、全布設延長は 287km となっています。

また、図 2.7 のとおり、本市の管路のほとんどは、塩化ビニル管という腐食の起こりにくい素材でできていますが、最も古い上記 2 地区の管路は鉄筋コンクリート管であり、老朽化により道路陥没などを引き起こす原因となることがあります。

現在は、長寿命化計画を踏まえたストックマネジメント計画を令和元年度（2019）に策定し、計画に基づいて点検・調査及び対策工事を行っています。

ストックマネジメント計画では、令和 3～6 年度にかけて市内全域で管路の点検・調査を実施し、陥没リスクが高い鉄筋コンクリート管でかつ、古い管路を対象に改築・更新工事を進めています。

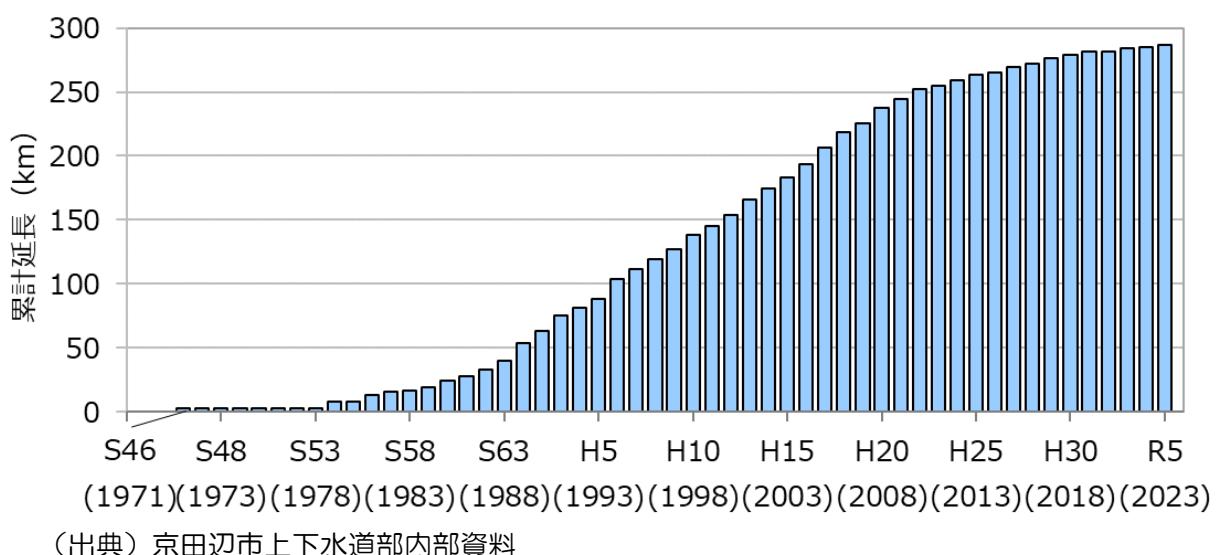
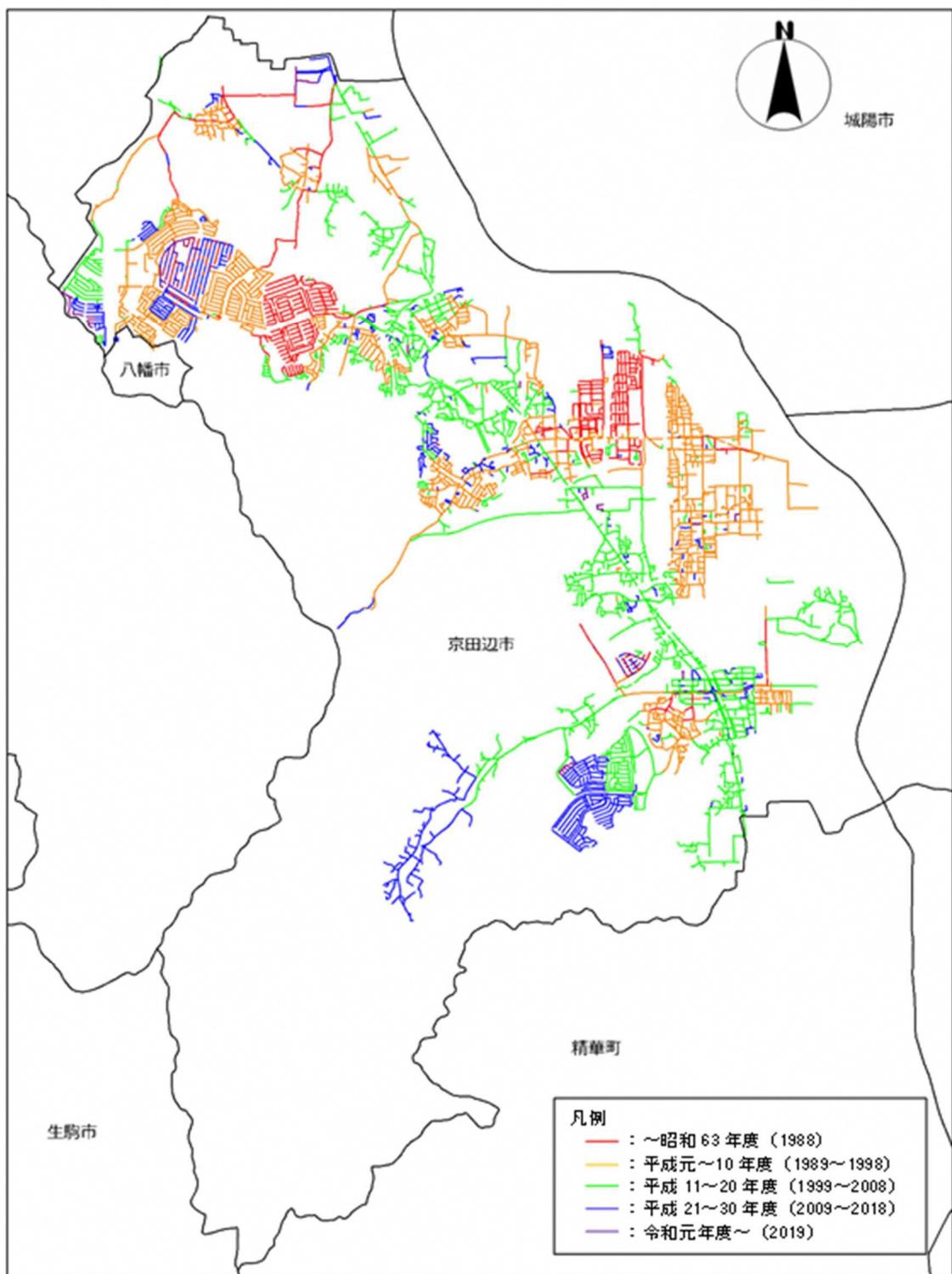
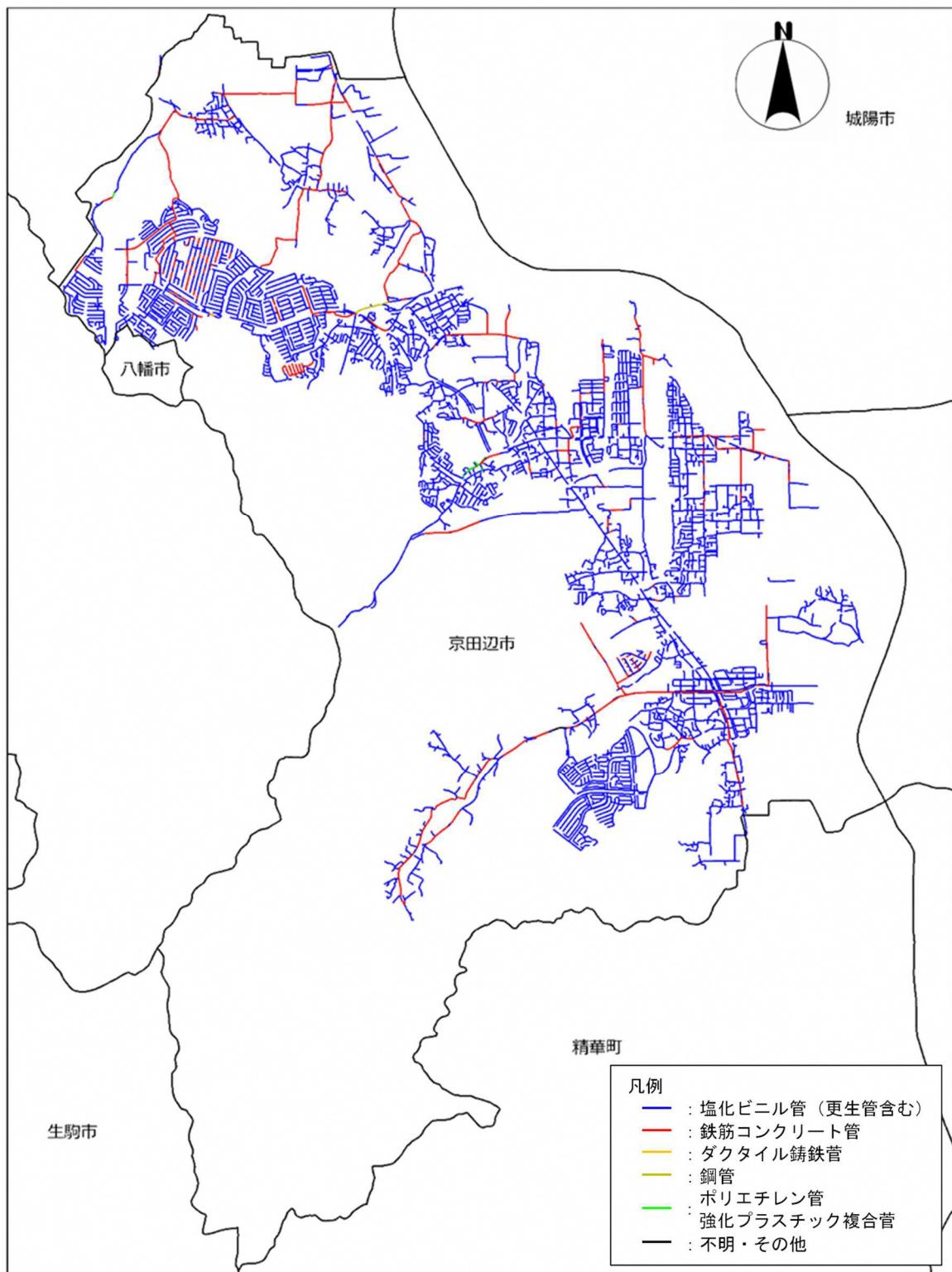


図 2.5 布設年度別管路延長の推移



(出典) 京田辺市下水道台帳システム

図 2.6 布設年度



(出典) 京田辺市下水道台帳システム

図 2.7 管材質別の管路位置図

(2) 処理施設の状況

本市は、農業集落排水処理施設を3箇所保有しています。平成6年(1994)に打田地区、平成12年(2000)に天王地区、平成18年(2006)に高船地区がそれぞれ供用開始しています。表2.3に3処理施設の概要を示します。

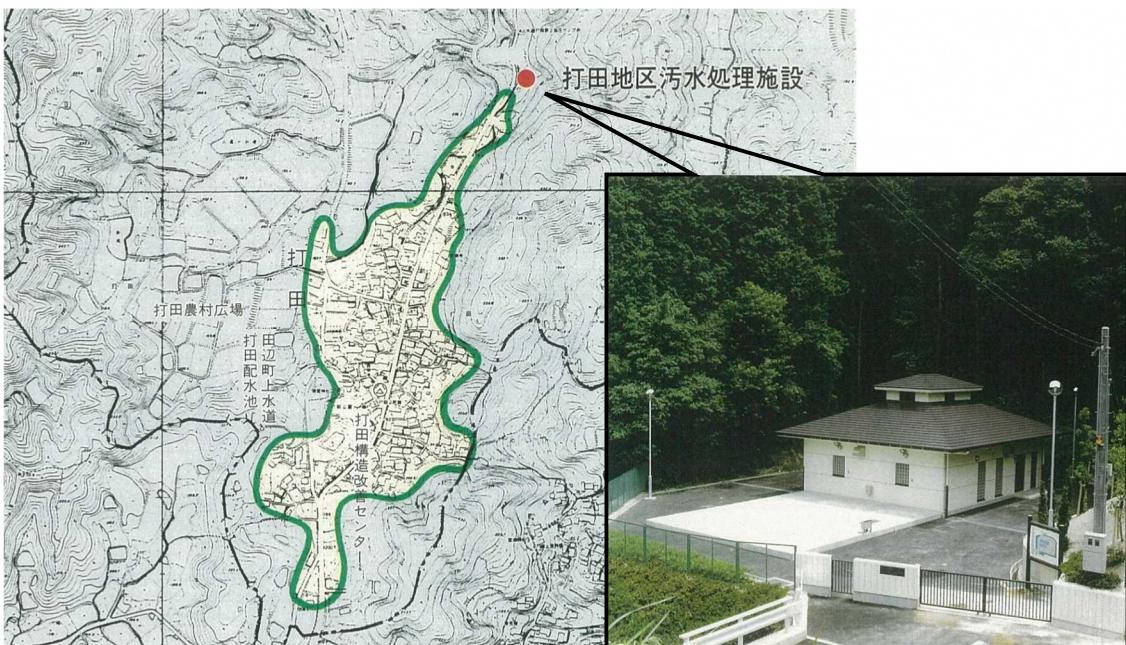
建設後、20年を経過した施設もあることから、今後の事業継続に当たっては、各処理施設の機械・電気設備の更新が必要となります。

表2.3 農業集落排水処理施設の概要

項目	打田	天王	高船
所在地	打田地蔵山4-2番地	天王大谷27-1番地	高船谷川34-1番地
処理能力 (日平均汚水量m ³ /日)	114	130	54
処理方式	JARUS-Ⅲ型	JARUS-Ⅲ型	JARUS-S型
処理性能	BOD 20mg/㍑以下 SS 50mg/㍑以下	BOD 20mg/㍑以下 SS 50mg/㍑以下	BOD 20mg/㍑以下 SS 50mg/㍑以下
敷地面積 (m ²)	996	980	1,250
工事費 (百万円)	201	319	161
工期	着工 平成5年4月 竣工 平成6年3月	着工 平成10年7月 竣工 平成11年6月	着工 平成16年9月 竣工 平成17年10月
事業主	京田辺市	京田辺市	京田辺市

(出典) 京田辺市農業集落排水事業パンフレット

【打田地区】



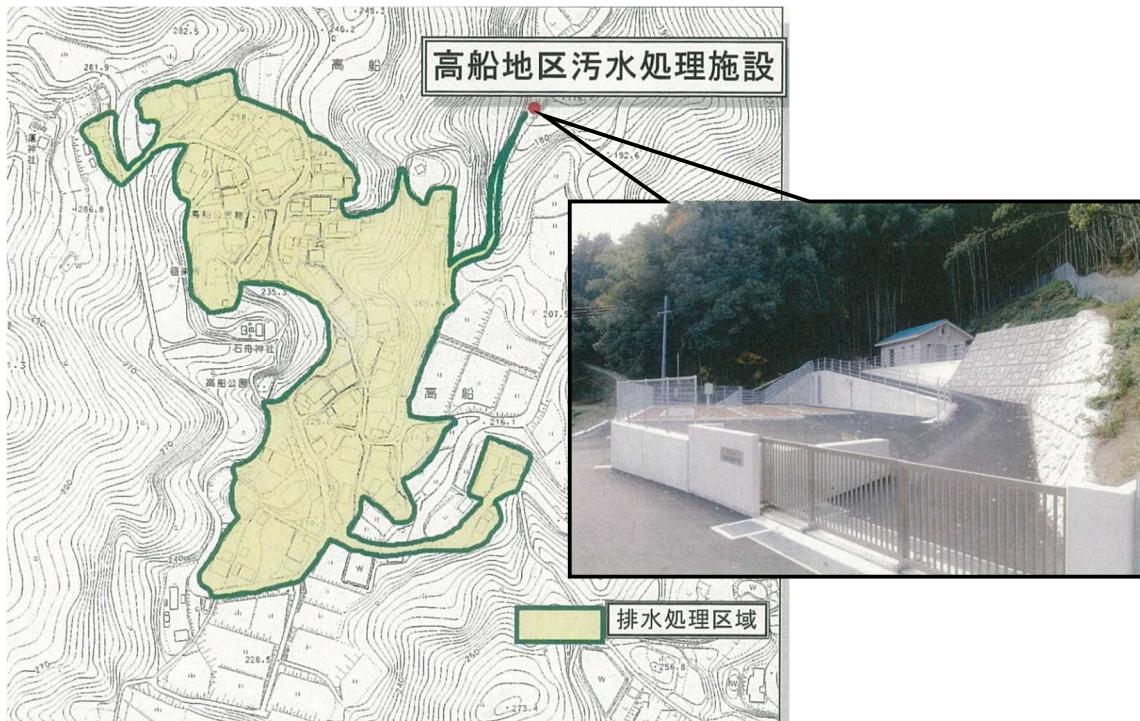
(出典) 京田辺市農業集落排水事業パンフレット

【天王地区】



(出典) 京田辺市農業集落排水事業パンフレット

【高船地区】



(出典) 京田辺市農業集落排水事業パンフレット

(3) ポンプ施設の状況

本市には、表2.4に示すとおり、公共下水道事業の処理区内にマンホールポンプが3箇所及び真空式ポンプ場（真空ステーション）が2箇所あります。

また、表2.5に示すとおり、農業集落排水事業の打田地区に1箇所、天王地区に7箇所及び高船地区に1箇所、それぞれマンホールポンプがあります。

今後、機械・電気設備の耐用年数（20年）を迎えるにあたり、ポンプ設備の更新を行っていく必要があります。

表2.4 ポンプ場一覧（公共下水道）

名称	設置年度	寸法・能力
飯岡地区 マンホールポンプ	H20(2008)	脱着式水中汚水ポンプ Φ80mm-1.5kw×2台
大住大坪地区 マンホールポンプ	H21(2009)	脱着式水中汚水ポンプ Φ65mm-1.5kw×2台
甘南備台地区 マンホールポンプ	H22(2010)	脱着式水中汚水ポンプ Φ75mm-3.7kw×2台
飯岡地区 真空ステーション	H20(2008)	汚水循環ポンプ Φ100mm-7.5kw-2.0m ³ /min×2台
一休ヶ丘地区 真空ステーション	H20(2008)	汚水循環ポンプ Φ80mm-5.5kw-1.7m ³ /min×2台

（出典）京田辺市公共下水道事業地方公営企業法適用業務委託（固定資産調査及び資産評価業務）業務報告書

表2.5 ポンプ場一覧（農業集落排水事業）

名称	設置年度	寸法・能力
打田	中継ポンプ場	H5(1993) 水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台
	NO.1中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5kw×2台
	NO.2中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ65mm-3.7kw×2台
	NO.3中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5kw×2台
	NO.4中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台
	NO.5中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5kw×2台
	NO.6中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-0.4kw×2台
天王	NO.7中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台
	中継ポンプ場	H17(2005) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5kw×2台
高船		

（出典）京田辺市公共下水道事業地方公営企業法適用業務委託（固定資産調査及び資産評価業務）業務報告書

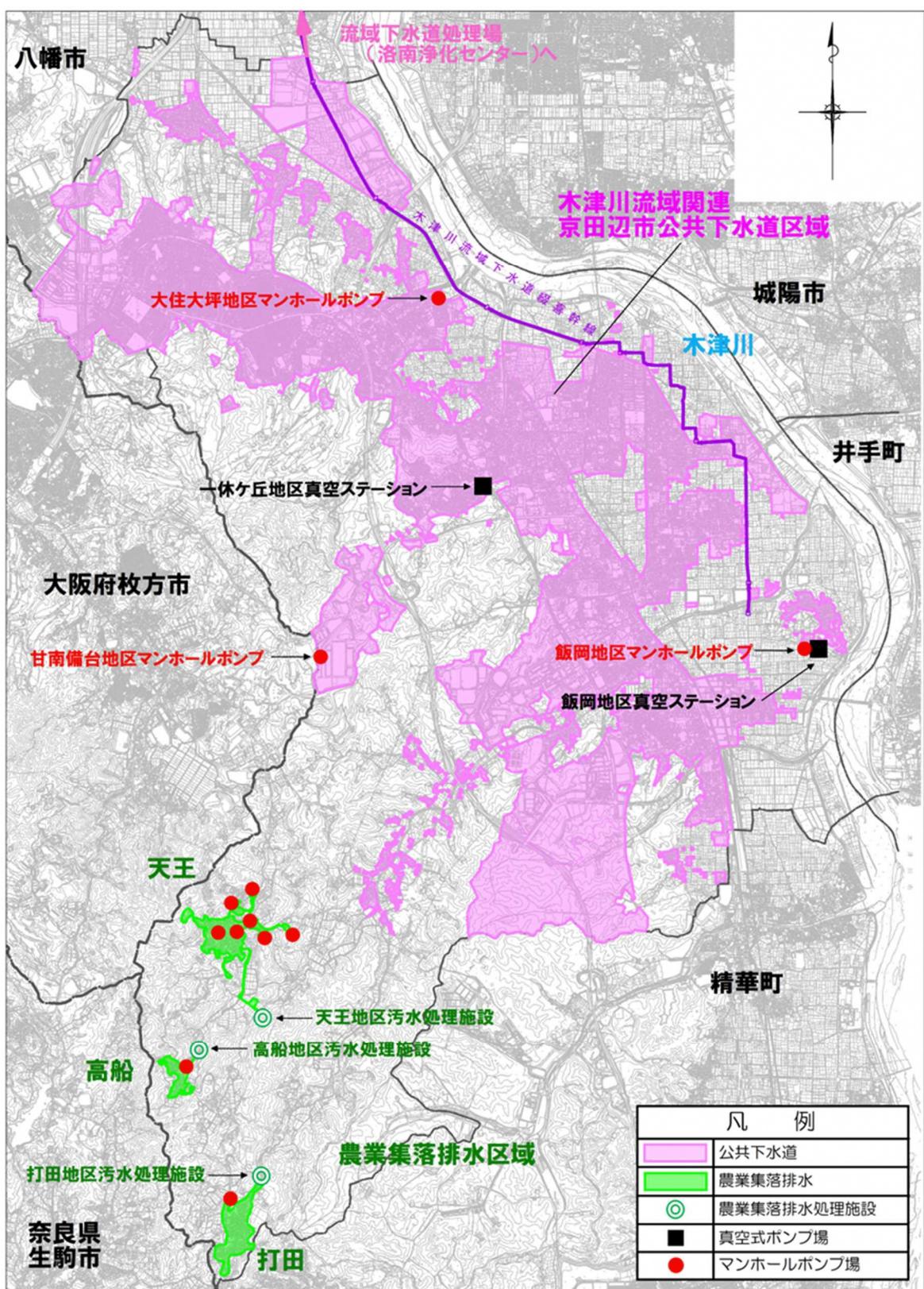


図 2.8 京田辺市の下水道施設位置図

(4) 耐震化の状況

本市周辺には複数の断層があり、過去に大規模な地震が起きた記録も残っています。京都府地震被害想定調査では、生駒断層を震源とする地震で震度6弱～震度7の揺れ、低平地での液状化が想定されています。

平常時に限らず、地震時の非常時にも“いつでも”下水道を使えるように、老朽設備や老朽管路の改築・更新にあわせて耐震性を強化していきます。

(5) 関連事業の状況

本市公共下水道が流入する木津川流域下水道は、木津川下流の6市2町の区域を対象として京都府で2番目に着手した流域下水道です。当初、木津川左岸流域の八幡市及び京田辺市の区域を対象として、昭和50年度（1975）に都市計画決定して事業着手し、その後、昭和57年度（1982）に木津川右岸地域の京都市、宇治市、城陽市、久御山町及び井手町の区域を合併する計画変更を行い、昭和61年（1986）3月に供用開始し、平成2年度（1990）に山城町（現木津川市）の区域を加える計画変更を行いました。表2.6及び図2.9に流域下水道の概要を示します。

表2.6 木津川流域下水道の概要

項目	全体計画	事業実績
関係市町	京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町	
処理面積	6,924 ha	5,613 ha
処理人口	382,067人	370,469人
排除方式	分流式	
処理能力水量	210,300 m ³ /日	175,200 m ³ /日
標準法	-	24,000 m ³ /日
窒素・リン対応	210,300 m ³ /日	151,200 m ³ /日
放流先		宇治川
幹線管渠	綴喜幹線 宇治幹線 向島幹線 計	14.5 km 24.5 km 4.8 km 43.8 km
		平成3年3月供用 平成13年10月供用 平成2年8月供用 全線供用
中継ポンプ場		山城中継ポンプ場
終末処理場施設	名称 所在地 面積 処理方法 汚泥処理	洛南浄化センター 八幡市八幡焼木他 20.3 ha 凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過 凝集剤併用型スリッフ [®] 流入式多段硝化脱窒法+急速ろ過 凝集剤併用型スリッフ [®] 流入式多段硝化脱窒法+急速ろ過 嫌気・硝化内生脱窒法+急速ろ過 濃縮・消化・脱水・乾燥
法手続	都市計画決定 都市計画法事業認可 下水道法事業計画策定 供用開始	当初 昭和50年10月28日 最終変更 平成12年2月18日 当初 昭和50年12月9日 最終変更 令和2年2月6日 当初 昭和51年2月26日 最終変更 令和2年1月22日 昭和61年3月31日

（出典）京都府ホームページ

（令和6年（2024）4月1日 現在）

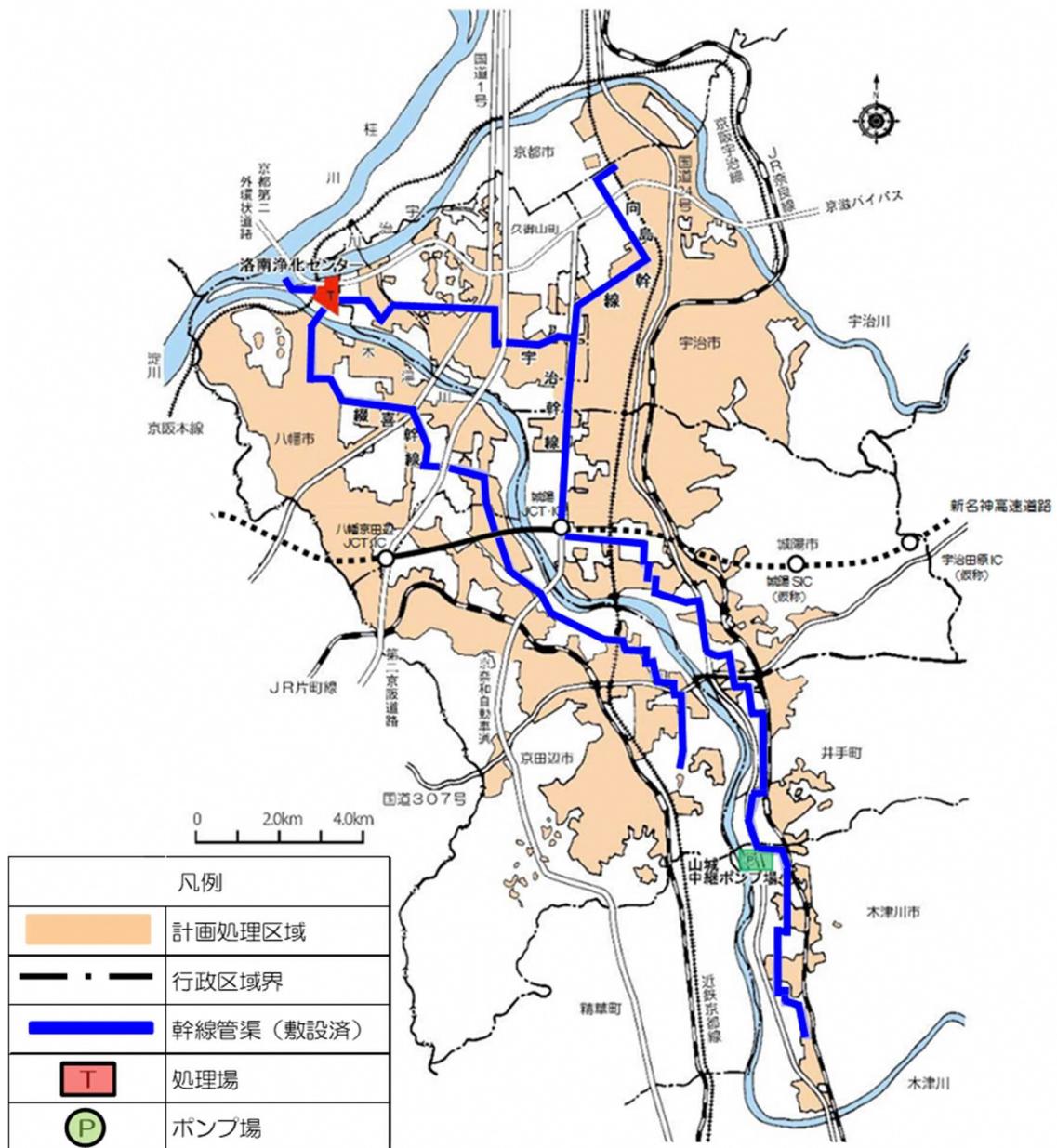


図 2.9 木津川流域下水道の概要図

4 下水道使用料・財政

(1) 下水道使用料の状況

本市の公共下水道使用料は、水道料金と合わせて2か月ごとに徴収しており、昭和61年(1986)3月の供用開始以来、料金改定を行っていませんでした。

しかし、汚水(下水)を処理するために必要な経費を使用料金で賄うことができておらず、安定的に下水道事業を継続することが困難な経営実態となっていました。そこで、令和2年12月に公共下水道使用料を改定し、令和3年7月1日から新料金を施行しました。

改定後の使用料体系は表2.7に示すとおりです

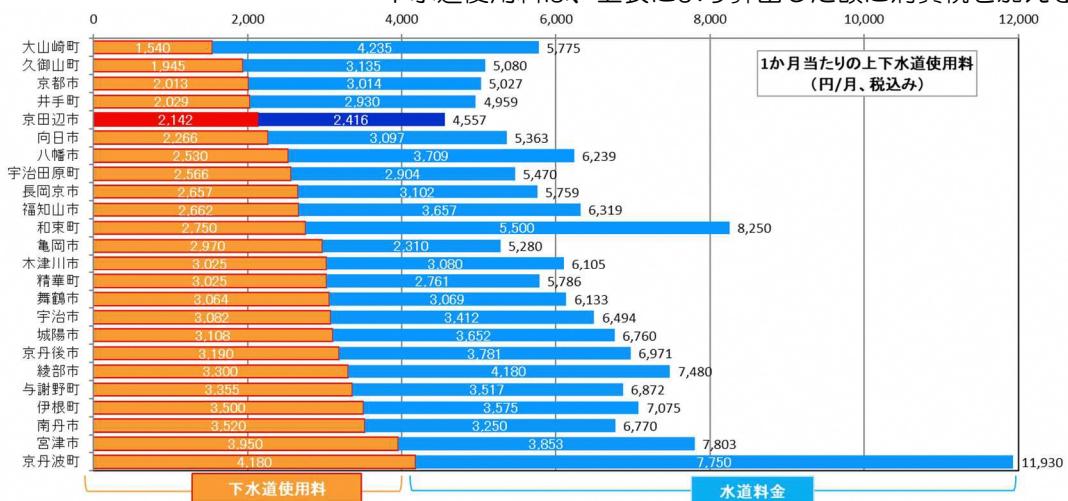
下水道使用料及び上水道と下水道を含めた料金(20m³使用した場合)は、図2.10に示すとおり、府下で安い料金となっています。年間の使用料収入は、使用料の改定により増加しています。

表2.7 公共下水道 使用料体系(令和6年(2024)12月末現在)

(1か月単位、消費税抜き)

料金区分	汚水量区分	単価
基本料金	-	619円
従量料金 (1m ³ につき)	1~8m ³	22円
	9~20m ³	96円
	21~30m ³	106円
	31~100m ³	120円
	101~1,000m ³	134円
	1,001~1,500m ³	149円
	1,501m ³ 以上	158円

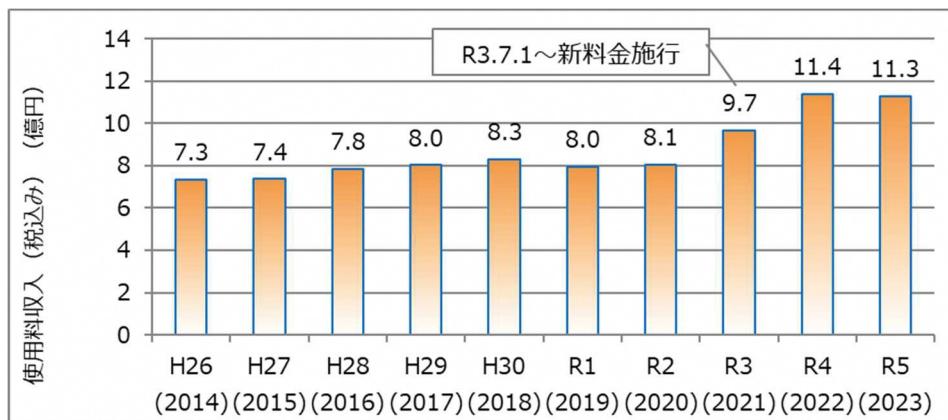
下水道使用料は、上表により算出した額に消費税を加える



※水道管の引込口径20mm、1か月20m³使用した場合(令和6年12月1日現在)

(出典) 各市町 HP より算出

図2.10 府内市町の下水道使用料及び水道料金の状況



(出典) 地方公営企業決算統計調査

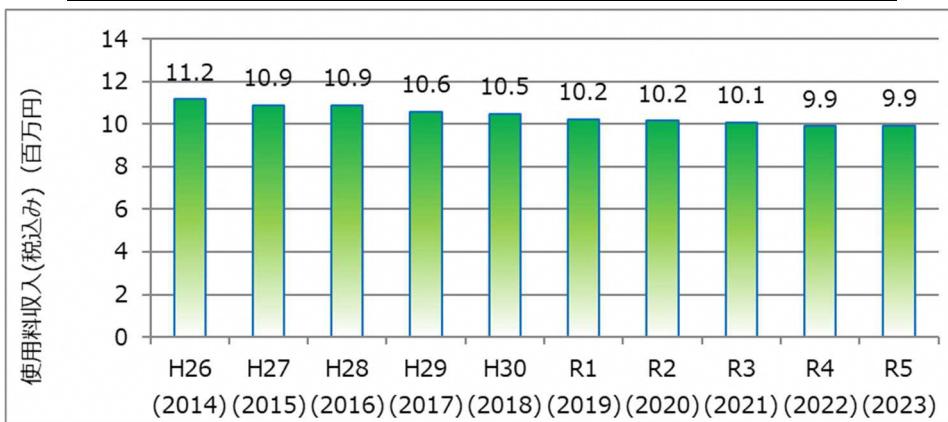
図 2.11 公共下水道 使用料収入(税込み)の推移

また、農業集落排水使用料についても、供用開始以来、料金改定を行っておらず、令和6年(2024)12月末現在の使用料体系は表2.8に示すとおりとなっています。

年間の使用料収入は、図2.12に示すとおり、水洗化人口の減少とともに減少しています。

表 2.8 農業集落排水処理施設 使用料体系(令和6年(2024)12月末現在)
(1か月単位、消費税込み)

農業集落排水処理施設 使用料体系(令和6年(2024)12月末現在)			
一般用	基本料	1戸あたり	2,500円
	人員割料	1人あたり	600円
	適用範囲	一般世帯	
業務用	基本料	1事業所あたり	2,500円
	人員割料	換算処理人員1人あたり	600円
	適用範囲	事業所、事務所、集会施設等	



(出典) 地方公営企業決算統計調査

図 2.12 農業集落排水処理施設 使用料収入の推移

(2) 財政収支の状況

①下水道事業会計の概要

本市の下水道事業（公共下水道・農業集落排水事業）の会計は、経営の健全性や計画性・透明性の向上を図るために、平成30年度（2018）から地方公営企業法を適用し、それまでの官庁会計から公営企業会計に移行しました。

下水道事業会計は、収益的収支と資本的収支という2つの会計からなります。収益的収支は1年間の経常的な営業活動に伴って発生する収益と費用を整理したものです。資本的収支は、長期的な事業活動に必要な支出（建設改良費用等）と収入（その財源）を整理したものであり、収益的収支で生まれた減価償却費は内部留保資金として貯えられ、資本的収支の不足額に充当されます（図2.13参照）。

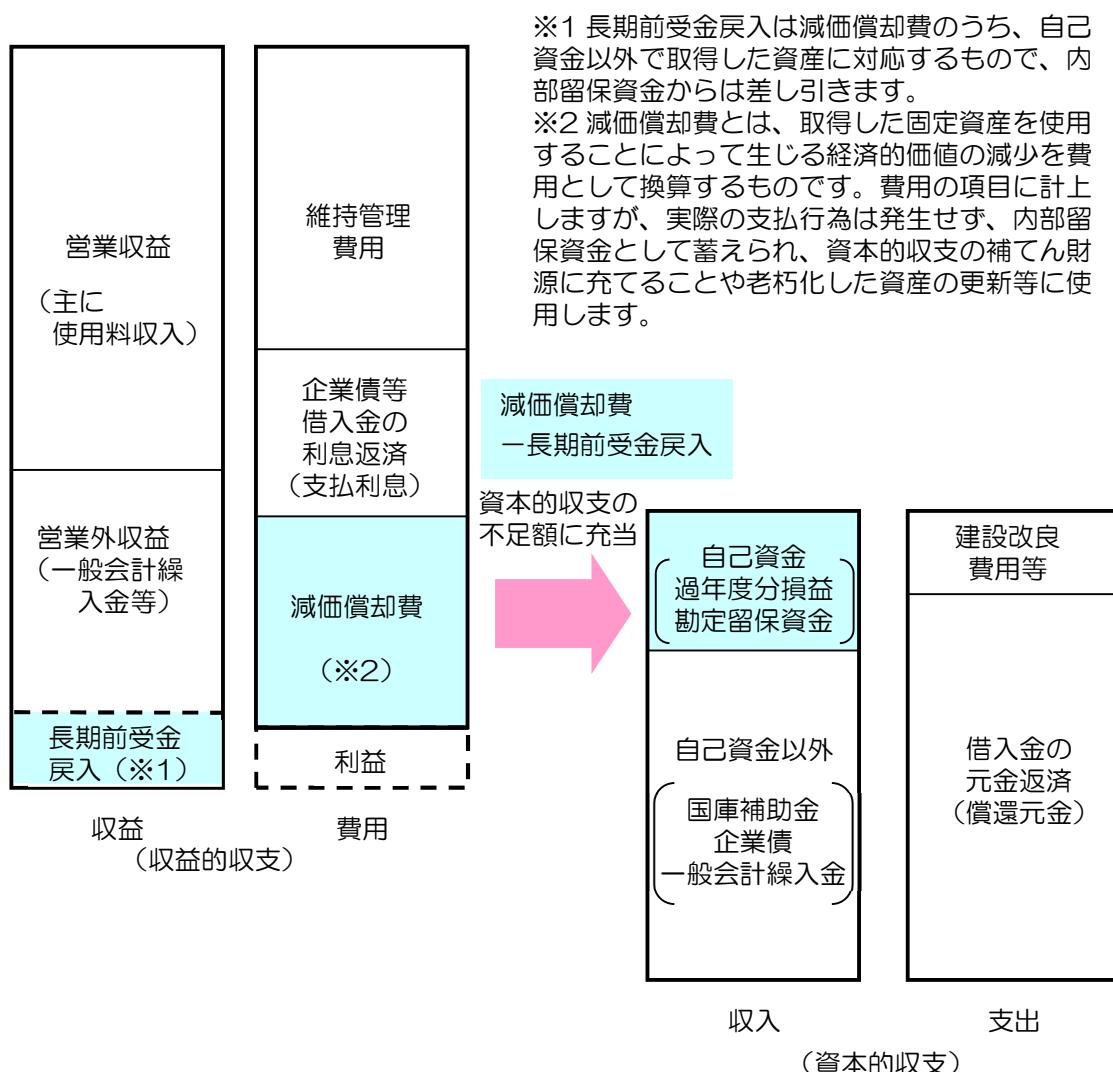


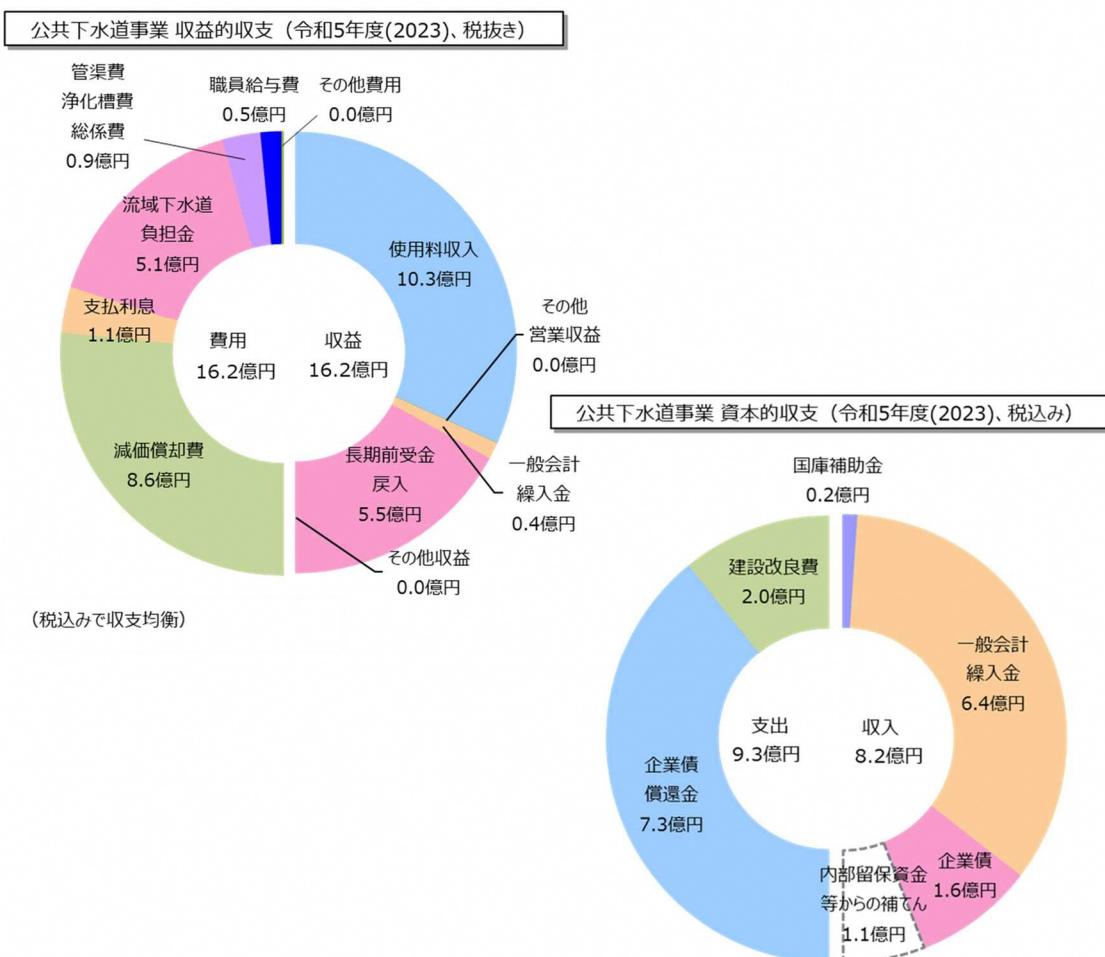
図 2.13 下水道事業会計の概要

②収益的収支と資本的収支

本市の下水道事業会計は、前述のとおり平成30年度（2018）から地方公営企業法を適用し、それまでの官庁会計から公営企業会計に移行しました。

公共下水道事業の令和5年度（2023）の収益的収支（税抜き）は、図2.14に示すとおり、収益的収入が16.2億円、収益的支出が16.2億円であり、下水道使用料収入は収入の64%となっています。収益的支出は減価償却費が半分以上を占め、次に流域下水道負担金が31%を占めています。

公共下水道事業の資本的収支（税込み）は、収入が8.2億円、支出が9.3億円となっており、不足額については、内部留保資金等から補てんすることで収支のバランスをとっています（図2.14参照）。



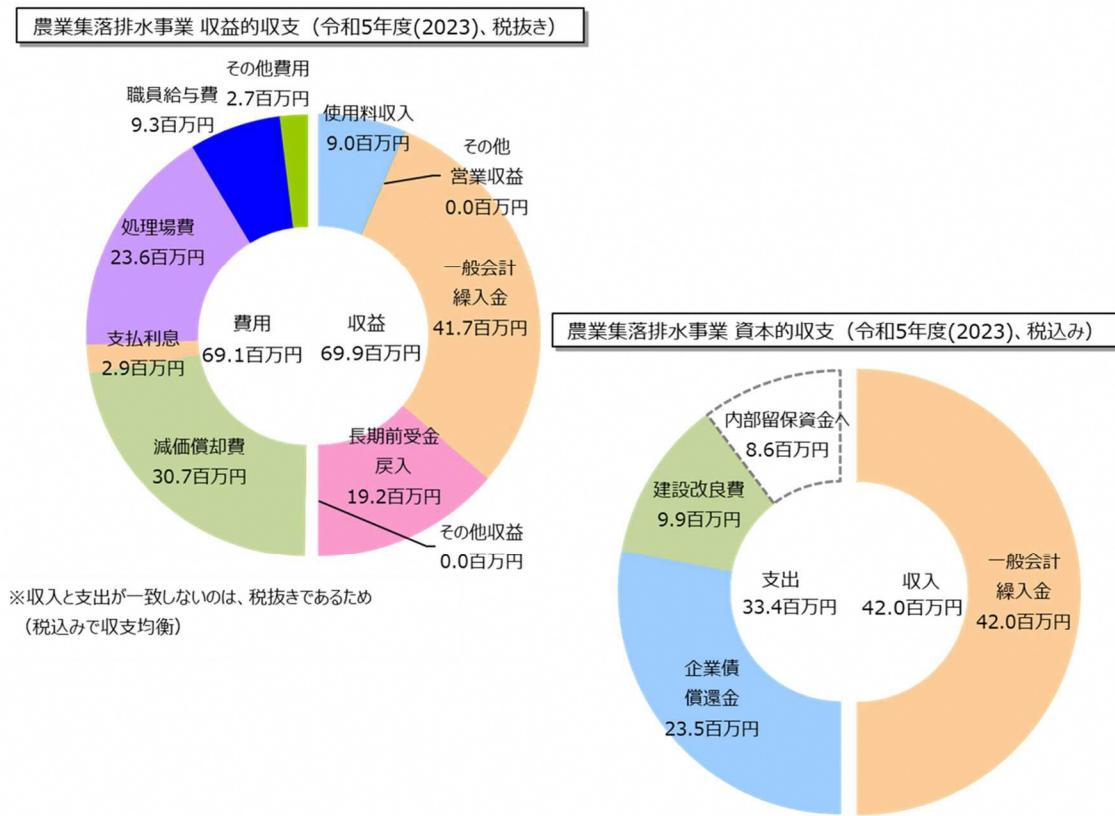
（出典）令和5年度（2023）決算書

図 2.14 公共下水道事業 収益的収支と資本的収支

農業集落排水事業の令和5年度（2023）の収益的収支（税抜き）は、図2.15に示すとおり、収益的収入が69.9百万円、収益的支出が69.1百万円であり、使用料収入は収入の13%となっています。収益的支出は減価償却費が44%、処理場費が34%を占めています。収支不足については一般会計から繰入れることによって、収支のバランスをとっています。

農業集落排水事業の資本的収支（税込み）は、収入が42.0百万円、支出が33.4百万円となっています（図2.15参照）。

農業集落排水事業では、3地区の処理場があるため、費用が大きく使用料で賄えない状況であり、さらに今後は処理施設等の改築・更新も必要となってきます。そのような背景から、平成30年度（2018）に農業集落排水施設の機能診断を実施し、施設の設備についての現状把握を行いました。今後は農業集落排水事業の最適化構想・再編計画の検討を行い、汚水処理事業全体の効率化を目指す必要があります。



（出典）平成5年度（2023）決算書

図2.15 農業集落排水事業 収益的収支と資本的収支

③財政収支の問題点

公営企業である下水道事業は、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく、いわゆる「独立採算」が原則です。

また、下水道事業に係る経費は、「雨水」に関するものは公費（一般会計）、「汚水」に関するものは私費（使用料）で負担することが原則となっています。

ただし、汚水処理費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や、公的な便益が認められる分流式下水道に要する経費の一部などは、一般会計からの基準内繰入金が充てられます。

本市では、汚水処理費を使用料で賄えず不足分を一般会計からの基準外繰入金で補てんしていたため、令和2年度（2020）に使用料の改定を行いましたが、昨今の汚水処理に要する経費の高騰などにより汚水処理費を使用料で賄えなくなることから、使用料の改定について早急に検討が必要となります。

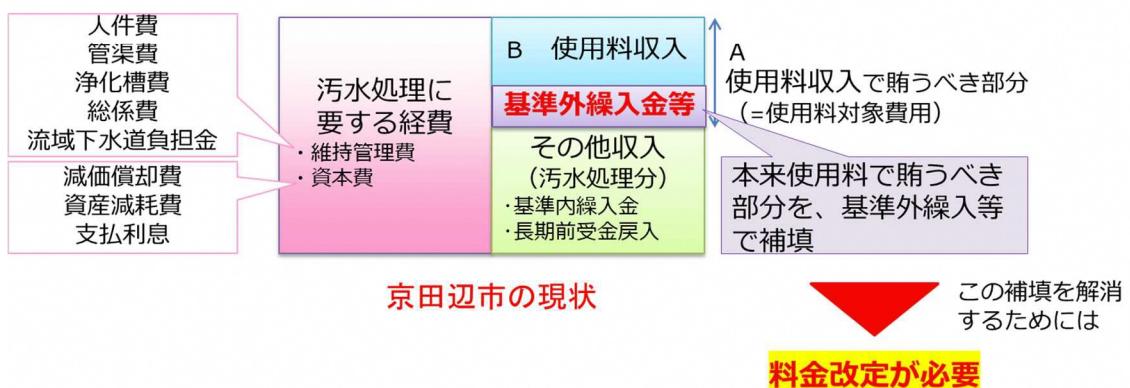
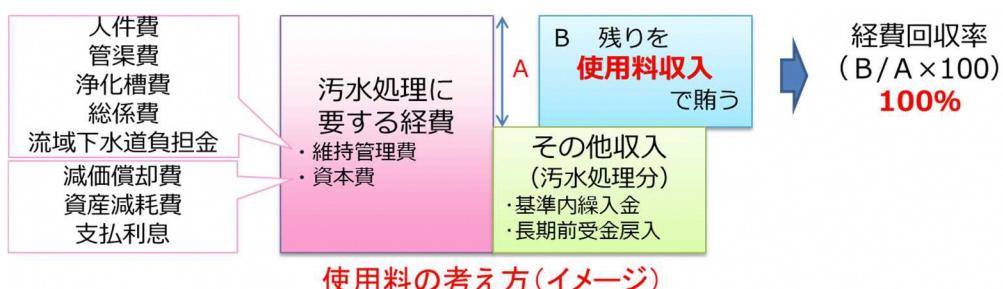


図 2.16 下水道使用料の考え方と京田辺市の現状

5 組織

職員数は、事務事業の減少に伴い、近年減少傾向を示しています。

令和6年度（2024）の職員数は、事務職員が5名と技術職員が5名の10名体制となっています。

技術職員が減少傾向にあり、経験豊富な技術職員の退職により技術力の低下やさらに施設の改築更新をはじめ維持管理業務の増加に対応する職員の不足が懸念されます。

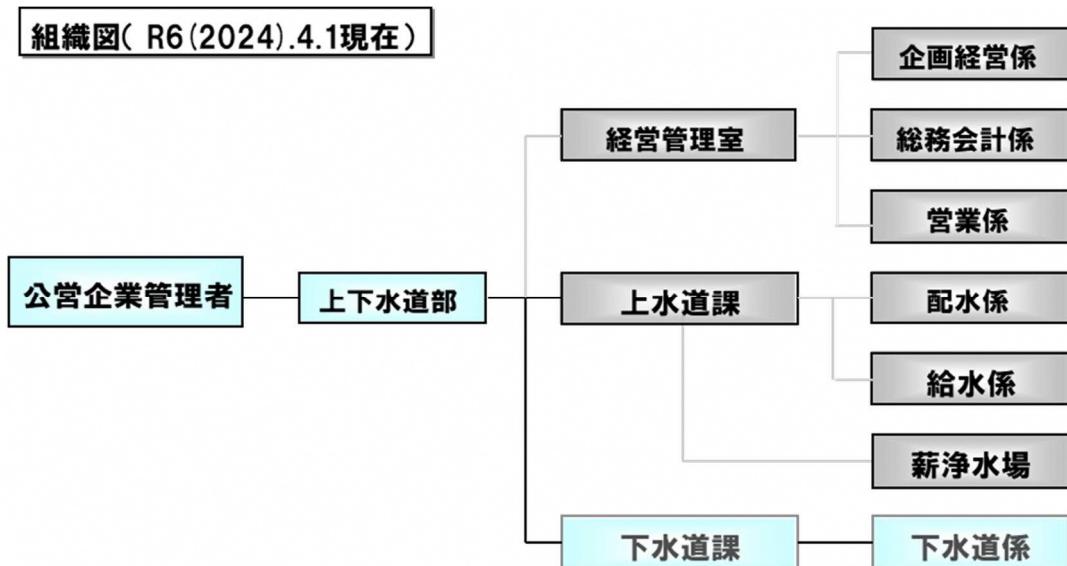
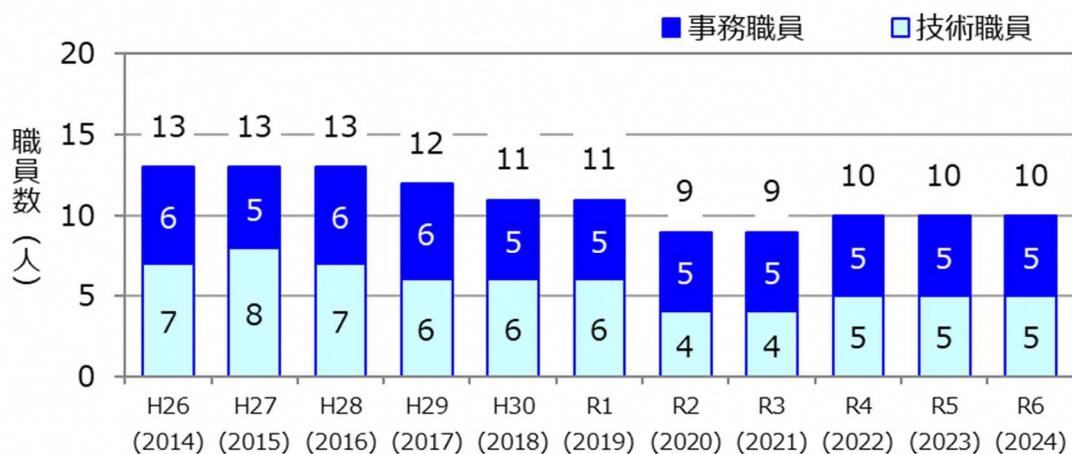


図 2.17 京田辺市上下水道部組織図〔令和6年（2024）4月1日〕



※会計年度任用職員を除く

（出典）京田辺市上下水道部

図 2.18 下水道職員数の推移

6 経営比較分析

本市の経営状況について、毎年公表している「経営比較分析表」（本経営戦略策定時点の最新は令和5年度（2023））の経営指標を用いて分析を行います。下水道事業では、公共下水道・農業集落排水の事業別に経営指標を算定し、処理区域内人口や供用開始年数が同程度の全国の類似事業体の平均との比較を行います。

また、本市の下水道事業（公共下水道・農業集落排水事業）の会計は、平成30年度（2018）から地方公営企業法を適用し、それまでの官庁会計から公営企業会計に移行しました。官庁会計と公営企業会計では考え方の異なる経営指標が多いことから、ここでは公営企業会計へ移行した平成30年度（2018）から令和5年度（2023）までの経営指標を示します。

（1）公共下水道事業

「経常収支比率」は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。「経常収支比率」は平成30年度（2018）からの6年間で概ね100%です。

「企業債残高対事業規模比率」は使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。平成30年度（2018）の「企業債残高対事業規模比率」は1,152.95%でしたが、令和2年度（2020）から減少し始め、令和5年度（2023）には618.93%と類似団体と同レベルになっています。

有収水量1m³あたりの汚水処理に要した費用である「汚水処理原価」は、流域下水道により汚水処理を効率的に行っていることから類似団体平均よりも安価な状況が続いています。

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標である「経費回収率」は、平成30度（2018）は80.42%でしたが、令和2年度（2020）に使用料の改定（令和3年度7月1日施行）を行った結果、令和3年度（2022）以降上昇し、令和5年度（2023）で107.03%となっています。

処理区域内人口のうち、実際に公共下水道に接続し水洗化している人口の割合を示す「水洗化率」は、令和5年度（2023）は97.31%であり、微増となっています。

なお、処理場の処理能力に対する処理水量の割合を示す「施設利用率」については、本市公共下水道は流域下水道に接続しており、市では処理場を設置していないため、計上されていません。



(出典) 京都府公営企業経営比較分析表に令和5年度(2023)を追記

図 2.19 公共下水道 経営指標

(2) 農業集落排水事業

「経常収支比率」は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。農業集落排水事業の令和5年度（2023）の「経常収支比率」は101.05%で、概ね100%で推移しています。しかし、処理区域内人口の減少に伴い、使用料収入は減少しており、一般会計繰入金に依存する状況が続いている。

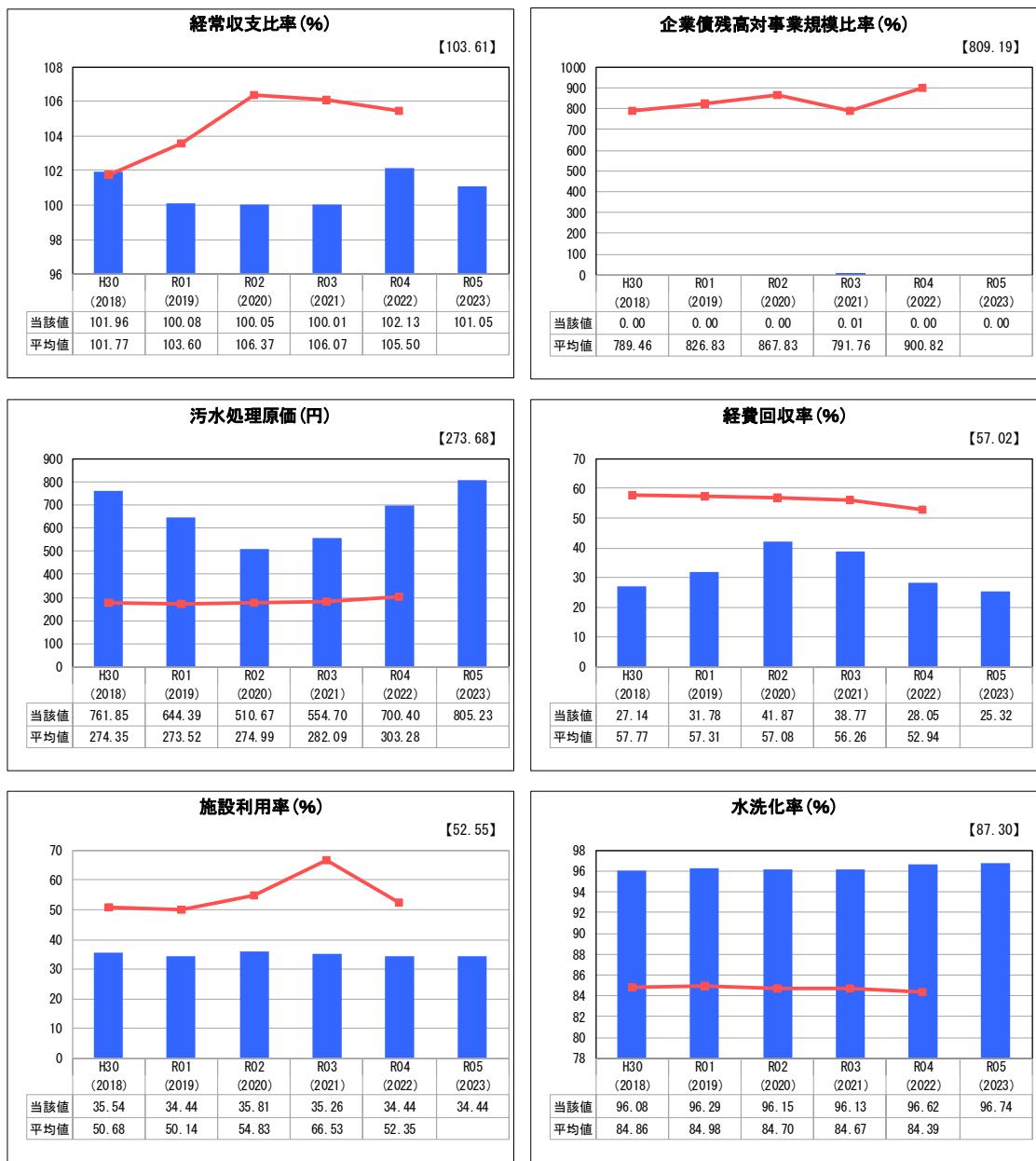
「企業債残高対事業規模比率」は使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。令和5年度（2023）の「企業債残高対事業規模比率」は繰出基準の精査に伴い0%となります。実際には企業債残高は残っています。事業の完了に伴い企業債残高のピークは過ぎたものの依然として、経営上の大変な負担となっています。

有収水量1m³あたりの汚水処理に要した費用である「汚水処理原価」は、令和5年度（2023）は805.23円であり、類似団体より高くなっています。

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標である「経費回収率」は、令和5年度（2023）は25.32%で、類似団体の平均値の半分となっています。依然として使用料単価が安価であることから必要経費を使用料収入で賄えない状況が続いている。

処理場の処理能力に対する処理水量の割合を示す「施設利用率」は、令和5年度（2023）は34.44%で、処理区域内人口の減少に伴う汚水量の減少により平成30年度から1.10ポイント悪化しました。施設が過大で効率的に利用していない状況が続いている。

処理区域内人口のうち、実際に農業集落排水に接続し水洗化している人口の割合を示す「水洗化率」は、令和5年度（2023）は96.74%であり、この5年間の変化は小さいです。また、類似団体の平均値に比べ10ポイント以上高いことがわかります。



グラフ凡例

- 京田辺市値（当該値）
- 複数団体平均値（平均値）
- 【】令和4年度全国平均

（出典）京都府公営企業経営比較分析表に令和5年度（2023）を追記

図 2.20 農業集落排水 経営指標